

意見書等

(条例)

議員提出議案第三号

青森市議会委員会条例の一部を改正する条例

右の議案を別紙のとおり地方自治法第百十二条及び会議規則第十四条の規定により提出します。

青森市議会委員会条例(平成十七年青森市条例第二百三十一号)の一部を次のように改正する。
第二条第三号中「上下水道部」を「企業部」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の青森市議会委員会条例第二条に規定する常任委員会(以下「旧委員会」という。)の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されている者は、この条例による改正後の青森市議会委員会条例(以下「改正後の条例」という。)第二条に規定する常任委員会の委員、委員長及び副委員長として選任又は互選されたものとみなし、その任期は、改正後の条例第三条第一項の規定にかかわらず、旧委員会における委員の残任期間とする。
- 3 この条例の施行の際現に旧委員会に付託されている事件は、改正後の条例第二条の規定により当該事件を所管することとなる常任委員会に付託されたものとみなす。

提案理由

青森市事務分掌条例の一部改正に伴い、所要の改正をするため、提案するものである。

意見書等

(意見書)

議員提出議案第4号

ハンセン病問題基本法(仮称)の制定を検討し、国立ハンセン病療養所の地域への開放と医療・福祉の拡充を求める意見書(可決)

1996年、第136回通常国会で、らい予防法の廃止に関する法律が成立し、施行後10年余が経過した。しかし、強制隔離を骨格とする人権侵害の予防法によるハンセン病の苦難の歴史は今もなお消し去ることはできない。予防法廃止に当たって、衆・参両院において全会一致で採択された国会決議では、政府に対して、高齢化、後遺障害等の実態を踏まえて医療・福祉に万全を期すこと、正しい知識の普及や啓発活動など差別・偏見の解消に一層努力することなどを求めている。

また、厚生労働副大臣を座長とするハンセン病問題対策協議会では、厚生労働省は「13の国立ハンセン病療養所入所者が在園を希望する場合には、その意思に反して退所、転園させることなく、終生の在園を保障するとともに、社会の中で生活するのと遜色ない水準を確保するため、入所者の生活環境及び医療の整備を行うよう最大限努める」ことを確認している。

しかし、らい予防法廃止法を唯一の根拠とする現在のハンセン病施策では、ハンセン病療養所は閉ざされた施設のままで地域や国民に開放することなく、入所者が毎年減少する中、ハンセン病療養所施設長などが2006年4月にまとめた「国立ハンセン病療養所の将来状況と対策の研究」では、統廃合を示唆するような報告も出される状況となっている。

入所者の平均年齢は78歳を超え、高齢化、障害の重度・重複化に対応した医療・看護・介護体制の拡充は急務の課題であり、国は入所者の方々に十分な医療・生活を保障する責任がある。

また、医療・福祉の拡充は国民の最も切実な要求である。ハンセン病療養所を地域に開かれた施設として存続・発展させることは地域住民や職員の願いであり、そのことが入所者の医療・生活権を最後の一人まで保障することにもなる。

らい予防法廃止法を廃止し、ハンセン病問題基本法(仮称)を新たに制定することを検討し、ハンセン病療養所を広く国民に開放するとともに、国会決議に基づいて医療・福祉を拡充するよう、以下の事項を強く要望する。

記

- 1 ハンセン病問題の真の解決を図るため、ハンセン病問題基本法(仮称)を制定を検討すること。
- 2 ハンセン病療養所の将来のあり方については、入所者・職員・地域住民など関係者の意見と各療養所の意見を尊重し、療養所を地域や国民のための医療・介護施設として広く発展・開放させること。
- 3 ハンセン病療養所の医療・看護・介護体制の強化を図ること。
- 4 ハンセン病問題に対する差別・偏見の解消に一層努力すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第5号

中小企業底上げ対策の一層の強化を求める意見書(可決)

中小企業を取り巻く経営環境は厳しいものがある。原油や原材料の高騰がオイルショック以来の記録

的な価格となる一方で、親事業者への納入価格、公共事業体の落札価格は低迷を続けるなど、「下請けいじめ」「低価格入札」が横行し、中小企業は今や危機的状況にあるといっても過言ではない。

こうした状況にかんがみ、昨年12月、福田総理は「原油高騰・下請け中小企業に関する緊急対策関係閣僚会議」を2回開催し、関係省庁に対して、原油高騰の影響を受ける中小企業に所要の緊急対策を指示したところである。

深刻な影響をこうむる中小企業に対して、政府がとった一連の措置については一定の評価を下すものの、今回の緊急措置が場当たりの対策に終始しないよう、今後は、中小企業における金融支援策の強化や経営指導を効果的に行う相談窓口体制の構築など、中小企業の底上げに対して一段と踏み込んだ対策を講じることが必要である。

我が国企業の99%を占め、日本経済を下支えする中小企業が健全な経営環境を取り戻し、地域経済の発展に寄与するため、政府に対して、中小企業底上げ対策の一層の強化を図るよう、次の事項について強く要望する。

記

- 1 中小・小規模事業者の金融支援を総合的に行うための制度を確立し、法律の早期制定を図ること。
- 2 各省庁所管のもとに数多くある中小企業相談窓口を一本化すること。
- 3 公正な取引を実現するため、下請代金支払遅延等防止法を厳格に運用すること。
- 4 「下請適正取引等の推進のためのガイドライン」の周知徹底を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第6号

地上デジタルテレビ放送の受信対策の推進を求める意見書（可決）

地上デジタルテレビ放送は、既に一昨年、全国全放送局の親局において開始され、政府においても「デジタル放送推進のための行動計画（第8次）」を策定し、アナログ放送終了期限の2011年7月までにデジタル化を完了するための最終段階の取り組みが行われているところである。

7次にわたり策定されてきた行動計画により、これまで普及計画の目標に沿って進んでいるものの、残された期間においては放送事業者側及び視聴者側ともに多くの課題が指摘されている。地上デジタルテレビ放送の受信に未対応の世帯も含め、今後3年間でデジタルテレビ放送に完全移行するために普及世帯や普及台数を確保することは難事業と考える。

とりわけ、デジタルテレビ放送への移行に伴う視聴者の負担問題については、経済弱者への支援策が求められており、また、視聴者のデジタルテレビ放送受信機購入やアンテナ工事、共聴施設の改修等、具体的行動についての理解を深め、支援する方策が求められる。

平成20年度予算案に計上された地上デジタルテレビ放送関係予算の着実な執行とあわせ、下記事項について、政府を挙げた取り組みをするよう強く求める。

記

- 1 視聴者の受信環境整備に伴う負担軽減のための方策を強力に推し進めること。また、経済的弱者への支援策について、早急に内容を検討し、決定すること。
- 2 今後、地上デジタルテレビ放送に関する相談が飛躍的に増加することが見込まれるため、「地域相談・対策センター」を全都道府県に整備し、アウトリーチのサービス体制を整備すること。

3 デジタル中継局や辺地共聴施設の整備については、地方自治体にとって過度の負担とならないよう、放送事業者等との調整を図るとともに、地方自治体が負担する場合の支援策の新設や拡充をすること。

4 都市受信障害については、各地域の実情を把握の上、良好な受信環境の整備を図り、情報格差が生じないように努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第7号

障害者自立支援法の抜本的な改正を求める意見書（可決）

2006年4月から施行された障害者自立支援法により、障害者福祉の現場はいまだに混乱がおさまらない状況にある。特に、障害者施設や居宅支援の利用に係る定率1割の応益負担の導入は、障害者の生活を直撃し、施設からの退所、サービス利用の制限などの形で、生活水準の低下を引き起こしている。また、サービス事業所も、報酬単価の引き下げや日払い化によって、経営難に陥り、職員の賃下げや非常勤化、離職、閉鎖など、福祉サービスの低下や縮小が深刻化している。

政府は、障害者自立支援法に関連し、2008年度までの特別対策として、利用者負担の軽減措置や事業者への激変緩和措置を行い、さらに、この特別対策を2009年度以降も継続し、障害児のいる世帯への軽減策などを上乘せるとしている。これらについては、一定の評価はするものの、緊急避難的な処置に過ぎない。

そもそも、法施行から1年も経ずに、特別対策が必要となる事態に追い込まれ、さらに2年を経ずに、特別対策の継続と上乘せが必要となる事態は、障害者自立支援法そのものの制度設計に無理があり、抜本的な改正を免れないということである。

2006年12月、国連総会で「障害者の権利条約」が全会一致で採択され、2007年9月、日本は同条約に署名を行っている。世界の潮流にかんがみ、真に障害者に対する差別を撤廃し、障害者の自立と社会参加を求める立場から、次の処置を講ずるよう強く求める。

記

- 1 利用者負担は定率の応益負担ではなく、負担できる能力に応じた応能負担を原則とすること。また、利用料の算定に当たっては、本人の収入のみに着目すること。
 - 2 指定障害福祉サービス事業者等に対する報酬を月割り制に戻し、おおむね障害者自立支援法施行以前の収入を保障すること。
 - 3 障害者が地域で人間らしく生きていけるように、社会基盤整備について立法措置を含めた拡充策を進めること。また、自治体が支給決定したサービスや地域支援事業について、財源保障を行うこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第8号

嫡出推定に関する民法改正と救済対象の拡大を求める意見書（否決）

「婚姻の成立の日から二百日を経過した後又は婚姻の解消若しくは取消しの日から三百日以内に生

まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定する」という嫡出推定を規定した民法第772条第2項は、1898年当時、父親の子への責任放棄をさせないため「早期の身分保障」「子の福祉」の観点から設けられたものである。しかしながら、施行より110年余りが経過し、規定の趣旨とその実態との間の乖離が生じ、出生の届け出が行われず無戸籍となり、不利益をこうむっている子供の存在が明らかになった。

法務省は、2007年5月、無戸籍児の救済のため、離婚後の妊娠が医師の証明書で確認できれば「現父の子」としての出生届を認める通達を出した。しかし、家庭内暴力のため離婚手続きがおくれる例など、離婚前の妊娠でも社会通念上やむを得ないケースが存在するため、通達による救済の対象となるのは、法務省の推定では1割にとどまると言われている。

家族関係についての意識も変化し、離婚・再婚の増加など、明治時代には予想もしなかった社会変化が生じているとともに、親子関係が科学的に立証可能である今日、離婚前の妊娠を一律に「前夫を父親」とすることは、今や不合理なものとなっている。

1994年に日本が批准承認している「児童の権利に関する条約」第7条は、「児童は、出生の後直ちに登録され」「出生の時から氏名を有する権利及び国籍を取得する権利を有する」としている。

よって、国に対し、子供の人権と福祉を最優先に、戸籍が事実と異なる記載とならないよう、以下の事項を強く求める。

記

- 1 民法第772条の嫡出推定に関しての見直し、関係する子の氏を定める戸籍法や婚姻に関する法律との整合性を図ること等も含め現実に即した法改正を行うこと。
- 2 法改正までの間、通達による救済の範囲を広げること。また父子関係不存在、嫡出否認等の家事調停・審判の手續の簡略化等運用面でのさらなる見直しを行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第9号

後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める意見書（否決）

来年4月実施予定の後期高齢者医療制度の内容が明らかになるに従い、保険料負担額、保険料滞納者への資格証明書の発行、別建て診療報酬の導入計画など、さまざまな問題への不安と批判が強まっている。

しかも、保険料額は2年ごとに改定され、医療受給者の増加や後期高齢者の人口増により、自動的に引き上げられる仕組みとなっていることを考えれば、制度スタート時に保険料を低く抑えた地域も将来の引き上げは必至と見なければならぬ。

後期高齢者医療制度は、高齢者への新たな負担増と言わざるを得ない。

高齢者の医療制度は、その心身の特性や生活実態等を踏まえ、後期高齢者の健康と生命力を守り得るものでなければならない。

当市議会として、上記の理由などから制度の中止・撤回を強く求めるとともに、70～74歳の窓口負担1割から2割への引き上げ中止と、65歳以上からの国保税の天引きを中止することを要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第10号

在沖縄米海兵隊員による少女暴行事件に関する意見書（否決）

2月10日、またしても沖縄で米海兵隊員が女子中学生に暴行するという許しがたい事件が起こった。犯人の米海兵隊員と犯罪を繰り返す米軍に強く抗議する。

今回の事件は、1995年の米海兵隊員による少女暴行事件の再来である。

少女暴行事件の後、米軍は犯罪を繰り返さないと約束し、綱紀肅正や軍人教育に取り組むと釈明したが、今回の事件は、米軍基地がある限り、犯罪はなくならないことを証明している。日本政府の言うように綱紀肅正と再発防止を求めるだけでは、米軍犯罪をなくし、国民の安全を守ることはできない。

よって、米軍基地の縮小・撤去及び米軍に特権を与えている日米地位協定の抜本的見直しを求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第11号

ウイルス性肝炎患者の早期救済を求める意見書（否決）

ウイルス性肝炎患者はB型・C型合わせて約60万人、自覚症状のない感染者は300万人程度と推定されている。その多くは、汚染血液による輸血や血液製剤の投与、集団予防接種時の注射器の使い回しなどの不適切な医療行為によるものと言われている。

B型肝炎及びC型肝炎は、慢性肝炎から肝硬変となり、そして肝がんを合併する危険性の高い深刻な病気である。肝がん患者の9割近くは、B型肝炎ウイルス、C型肝炎ウイルスへの感染が認められており、年間死亡者数は3万人を超えている。

薬害C型肝炎患者原告団による製薬会社と国の責任を求めた訴訟と闘いで、政府は国の責任を認め、議員立法という形で、薬害肝炎被害者救済法が成立し、1月16日より施行された。

しかし、製剤が限定されていることや先天性疾患の患者救済が含まれていない問題がまだ残されている。カルテなどの破棄で投与事実の証明ができない薬害肝炎患者が取り残されることがないよう、命の危険と向き合っている肝炎患者が最良の治療と安心して暮らせる環境が早期に確保されるよう求めて、緊急に下記の事項を実現するよう強く要請する。

記

- 1 ウイルス性肝炎の治療体制を整備すること。とりわけ治療の地域格差の解消に努めること。
- 2 ウイルス性肝炎患者の医療費及び治療中の生活費支援の制度を実施すること。
- 3 ウイルス性肝炎の早期発見・早期治療を実現するための公費による検査体制を整備すること。
- 4 ウイルス性肝炎の正しい知識を啓発し、差別・偏見を一掃すること。
- 5 集団予防接種の被害実態調査を行い、適切に対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第12号

米価の安定と生産調整に関する意見書（否決）

国際的な穀物相場の高騰は、原油価格の高騰とも相まって国内の食品価格の大幅値上げが相次ぎ、国民生活に重大な影響を及ぼしている。この原因は、異常気象や途上国の食品需要の増大、穀物等のバイオ燃料への転用拡大等にあり、こうした傾向は今後、長期にわたるものと予測されている。食糧自給率が39%の日本国民にとって、死活にかかわる事態が進行している。

こうした中で、国民を震撼させた中国産冷凍ギョーザによる農薬中毒事件が発生し、食の安全性や、食糧の6割余を外国に依存していることの不安、食糧自給率の向上を求める世論がかつてなく高まっている。

また、人類の土台にかかわる地球温暖化対策も待ったなしの課題となっている。世界最大の食糧輸入国である日本は、食糧輸送にかかわる世界最大の温室ガス排出国であり、地球温暖化対策からも国内での農産物の増産を図り、食糧自給率を向上させることが緊急の課題となっている。

しかし、国内では再生産が危ぶまれる異常な水準まで米価が暴落している。昨年10月、政府が国民世論に押されて実施した「米緊急対策」によって米価は下げどまったものの、依然として米の再生産を脅かす水準にあることにはかわりない。

この原因は、平成16年以降、政府が自主流通米を廃止して流通責任を民間にゆだねることなどを内容とした「米政策改革」の失敗にある。加えて政府が備蓄米を出来秋に超安値で主食用に売却してきたことなどにある。

しかし政府は、米価の下落は「米の過剰にある」とし、今年度、飯米農家を含むすべての稲作農家を対象に10万ヘクタールの生産調整の拡大を打ち出し、ペナルティを復活させて推進しているため、農村を揺るがす事態となっている。

一方、政府は「米緊急対策」以降、棚上げしてきた備蓄米を平成20年4月以降、主食用に売却するとしており、売却されれば、農家が生産調整を実施しても、その効果は水の泡となりかねない。

重要な生産基盤である水田を守り、有効活用を図ることは、自給率を向上させる上で欠かせない。よって、下記の事項について実現を図ることを求める。

記

- 1 強制的な生産調整の推進ではなく、自給率の低い作物の生産拡大に役立つよう、万全な支援措置による誘導策に転換すること。
- 2 生産調整の実効性をなくす備蓄米の主食用売却の棚上げを継続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年3月25日

議員提出議案第13号

生活保護「冬季加算」の増額を求める意見書（否決）

今冬の灯油高は、生活保護世帯に11月から翌年3月まで支給されている「冬季加算」では十分ではなく、青森県市長会としても見直しを要望したところである。

積雪寒冷地の青森市においては、9月下旬から翌年6月初旬まで灯油を使用する。「冬季加算」は、暖房だけでなく冬季の生活必需物資購入の加算であるが、2004年から据え置かれている。

生活保護世帯の中でも、特に高齢者世帯は夜通し暖房が必要な世帯もあり、灯油高の今冬に限らず、その増額が強く求められているところである。

よって、生活保護基準の「冬季加算」の増額を早急実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年 3月25日
